

水産政策審議会企画部会  
第 32 回議事録

農林水産省

## 水産政策審議会第32回企画部会

### 1. 開会及び閉会日時

開会 平成23年4月15日(金)午後1時30分

閉会 平成23年4月15日(水)午後3時20分

### 2. 出席委員

(委員)

秋岡 榮子 石井 勇人 長谷川 朝恵 原田 厚 宮原 邦之

山下 東子

越川 宏昭 高橋 健二 濱田 英嗣 八木 一弘

### 3. 水産庁側出席者

筒井農林水産副大臣、宮原水産庁次長、柄澤漁政部長、橋本漁港漁場整備部長、森企画課長他

### 4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第32回企画部会  
議事次第

日 時：平成23年4月15日（金）13:30～15:20

場 所：農林水産省 第2特別会議室

1. 開 会

2. 資料説明及び討議

(1) 「平成22年度水産の動向」（本文案）

(2) 「平成23年度水産施策」（案）の諮問

3. その他

4. 閉 会

目 次

1. 開	会	.....	1
2. 農林水産副大臣あいさつ	.....		1
3. 資料確認及び「東北地方太平洋沖地震の被害と対応（水産関係）」報告	.....		1
4. 資料説明及び討議			
(1) 「平成 22 年度水産の動向」（本文案）			
(2) 「平成 23 年度水産施策」（案）の諮問	.....		8
5. そ	の	他	..... 2 3
6. 閉	会	.....	2 5

○森企画課長 それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから「水産政策審議会第32回企画部会」を開催させていただきたいと思っております。

現在、委員8名中5名、それから、特別委員7名中4名の御出席をいただいております。

また、秋岡委員におかれましては、都合により若干遅れて御出席ということでございます。

それでは、開会に当たりまして、筒井農林水産副大臣より御挨拶を申し上げます。

○筒井農林水産副大臣 一言御挨拶させていただきます。

御出席の委員、そして特別委員の皆さんには、いつも水産行政に対しまして多大な御協力をいただいていることを、改めて御礼を申し上げさせていただきます。

3月11日のあの震災、津波による被害によって、あの地域の水産業は多大な、未曾有の被害を受けたことは既に御承知のとおりでございます。3県を中心として、船も2万隻被害を受けた。漁場、漁港、これらが壊滅的な被害を受けた。今、大変な状況にあるところでございます。しかし、その被害を受けた場所自体が、まさに世界三大漁場に数えられている極めて良好な漁場でございます。これを今、最大限に早急に復興しなければならない。水産庁としても、農水省としても、全力を挙げているところでございます。

船、それから、漁網をはじめとした漁具、あるいは魚市場のいろんな施設、まず最初に冷蔵庫から必要でございますから、それらの復旧、復興に向けて取り組んでおります。そして、漁民の皆さんに一日も早く漁業操業を再開してもらわなければならないわけでございます。それができるまでの間、全く無収入になってしまいますから、今、漁場、漁港における瓦礫の撤去等々をはじめとして、漁場、漁業の再開に向けた作業を是非漁民の皆さんから仕事をしてもらって、それに対する対価をお支払いする。これを、もうじき成立すると思われます一次補正予算の中で、今、組み込んでいるところでございます。

そして、前回申し上げたかと思いますが、今、水産庁、農水省においても、3本柱の漁業政策を打ち出して、全力を挙げているところでございます。資源管理・漁業所得補償制度、6次産業化、そして食の安全体制の確立、これらも引き続いて取り組んでいかなければいけない問題でございます。特に資源管理の問題がその中でも最重要の課題かと思えます。資源管理を条件として所得補償を支給するわけでございますが、個別TAC制度を含めて、できる限り早急に広げていかなければいけないとも考えているところでございます。

引き続き、委員の皆さん、特別委員の皆さんの御協力と御理解をお寄せいただきますようお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

○森企画課長 ありがとうございます。

ここで、筒井農林水産副大臣は所用により退席をさせていただきます。

(筒井農林水産副大臣退席)

○森企画課長 それでは、まず、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

資料1が「平成22年度水産の動向」(本文案)、資料2が「平成22年度水産施策」(案)、

資料3が「平成23年度水産施策」（案）でございます。

これに加えまして、後ほど御説明をさせていただきますが、「東北地方太平洋沖地震の被害と対応（水産関係）」という資料、更に「海産魚介類の放射性物質検査の実施状況」という資料を配付させていただいております。

水産政策審議会につきましては、議事規則に基づき公開で行うことになっております。また、議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。この点、御確認をさせていただきたいと思っております。

それでは、山下部会長、議事進行をお願い申し上げます。

○山下部会長 それでは、一月ほど前に起こりました大地震によりまして、関係の皆様、さまざまな被災などをされているかと思っております。また、対策等で御多忙の中、お越しくださった委員の方々も大勢おられるかと思っております。どうもありがとうございます。

水産白書に関する議論でございますが、いよいよ大詰めの段階に入っております。本日は、この白書に関する議題に入る前に、東日本大震災の被害状況などについて、事務局から報告をいただきたいと思っております。それでは、お願いします。

○森企画課長 それでは、私から、お手元の資料、まずは「東北地方太平洋沖地震の被害と対応（水産関係）」につきまして御説明をさせていただきます。

先ほど山下部会長、それから、筒井副大臣からもございましたとおり、今回の東北地方太平洋沖地震、それから、それに伴う津波によりまして、水産関係、非常に広い範囲で甚大な被害が発生しております。特に震源地に近い岩手県、宮城県、福島県で被害が大きいわけございまして、ほぼ全域にわたり壊滅的な状況でございます。

1ページ目の1つ目の表として、総括的な被害数、被害額をまとめておりますが、漁船につきましては、今、わかっているだけでも約2万隻弱、被害にして1,200億円以上。また、漁港施設につきましても、300漁港以上の被害が生じております。現在までのところ、6,026億円の被害となっておりますが、注にありますとおり、これは現時点において各県から報告のあったものを積み上げているということでございますので、今後、この被害数、被害額については大きくなる可能性があるというものでございます。

2ページ目以下がそれぞれの被害の状況を整理したものでございます。2ページが漁船の被害状況で、岩手県、宮城県につきましては、壊滅的被害ということで、特に岩手県につきましては、まだ4市町村からの報告しかまとまっていないという状況になっているところでございます。

それから、3ページの漁港施設につきましても、岩手、宮城、福島のほとんどの漁港で非常に大きな被害が生じているところでございます。

また、3ページの下にありますとおり、今回、津波により養殖施設につきましても大変な被害が生じております。この養殖施設につきましては、北は北海道から、次のページをめくっていただきますと、沖縄県までということで、大変広い範囲での被害が生じているという状況でございます。

また、4ページにあります流通関係の施設の被害、それから、5ページにありますような水産加工の施設、漁獲後に消費者の方々に届けるまでの間で重要な施設、機能を持っている部分についても大変大きな被害が生じているということでございます。

5ページの2は、水産庁で取り組んできた災害救援活動を紹介をしております。水産庁におきましても、取締船・調査船が海上保安庁と連携しまして捜索活動を実施いたしたり、あるいは各種の緊急物資の輸送、なかなか陸路では届けられないような場所まで船を使いまして、重油、軽油、食品、医療品等をお届けしたということでございます。

また、(3)にありますとおり、調査捕鯨母船「日新丸」は8,000トンの船でございますので、非常に大きく、大量の物資が輸送できるということでございます。この「日新丸」につきましても、調査捕鯨から戻ってきてすぐにこういった物資の運搬に協力をいただいたということでございます。

3番目が「復旧・復興に向けた取組」でございます。1つは、今後、地域の水産関係の方々がどのように自らの地域を復興させていこうかと考え出す機運もだんだん出てきているわけでございます。水産庁といたしましても、こういった具体的な復興プロジェクトの策定・実施を支援すべく、チームを設置いたしまして、具体的な地域に派遣をして、地域の方々との話し合いなりに参加し、あるいは助言を行っているところでございます。

また、併せまして、水産業の復旧・復興計画策定に向けた調査の実施ということで、漁業取締船等を利用しまして、漁港、施設の調査等を実施しているという状況でございます。

以上が地震の被害と対応でございます。

それから、もう一点、カラー刷りの資料がございます。「海産魚介類の放射性物質検査の実施状況」でございます。

御存じのとおり、福島第一原発の事故が発生いたしまして、農産物でも放射性物質が検出されているということで、出荷制限等の措置も取られているわけでございますが、水産物についても、いわゆる放射性物質が海の方にも流れているということもございまして、消費者、国民の方々の食の安心・安全に対する関心の中で、水産物の放射性物質がどうなっているのかということが非常に関心が高いわけでございます。そういった関心に応える意味、それから、食の安全を確保するというところで、水産庁といたしましても、各県で沿岸域の水産物のモニタリング調査を行っていることに対しまして、全面的、積極的に支援、バックアップを行っているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目、3ページ目に一覧があります。番号1～91、それから、民1～民11でございますが、特に1～91につきましては、各県が実施をしているもので、私どもの独法の水産総合研究センターでも、具体的な分析について協力をしてきているということでございます。

現在までの状況を申しますと、1ページ目の図にありますとおり、91プラス民間11の合計102点のモニタリングの中で、●のコウナゴのみが暫定規制値を超える放射性物質が検出をされたということでございます。コウナゴについては、現在、操業が行われており

ませんので、市場に出回ることはないわけですが、私どもとしては、この黒いものだけではなくて、〇、これだけモニタリングを積み重ねている中で、暫定規制値を超えないものがこれだけあるんだという点についても、積極的に情報提供を行っているということでございます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、説明は以上ということで、議事に入らせていただきます。本日の議題は「平成 22 年度水産の動向」（本文案）についての質疑、討議と、水産基本法第 10 条に基づきまして「平成 23 年度水産施策」（案）の農林水産大臣から諮問される審議となっております。

まず、諮問事項に入ります。

○石井委員 議事に関わることなので、発言を求めたいのですが、よろしいでしょうか。

○山下部会長 どうぞ。

○石井委員 すみません、遮るようで大変申し訳ないのですが、副大臣もおっしゃったように、大きな災害があって、今なお 1 万人を超える方が行方不明で、日本の漁場の中樞が大きな被災を受けている状況で、これに寄り添う形で議論するのがこの審議会のありようだと思うので、短時間で結構なので、黙祷してからでないと、こういう議論に入る気になれないというのが率直な気分です。

それが 1 つと、それから、いろんな考え方があると思うのですがけれども、着実に議論して予定どおり白書を出して水産行政を確実に進めていくことが復興の近道だという考え方もあるかもしれないし、あるいは、議論を中断して、ほかのことに、リソースですね、人的資源も含めて振り向ける方が復興に近道なのか。それとも、そもそも白書のありようを見直すことがいいのか、その辺りからお諮りいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○山下部会長 それでは、黙祷をしてはどうかという石井委員からの提案がございましたので、1 分間黙祷したいと思います。それでは、私が「黙祷」と申し上げてから 1 分間とさせていただきます。起立してください。

それでは、東日本大震災で亡くなられた方に対して黙祷を捧げたいと思います。黙祷。

（黙 祷）

○山下部会長 黙祷終わり。ありがとうございます。

それでは、お願いします。

○柄澤漁政部長 石井委員から、震災も踏まえた白書の今後の進め方について問題提起をいただきました。正直申し上げまして、全くおっしゃるとおり、この震災が水産業のみならず、水産政策に与えるインパクトも本当に想像を絶するものがあると思います。今、23 年度の一次補正の調整をやっておりますが、単なる補正予算にとどまらず、法律も含め、あるいは政策全体、長期にわたって今後どうしていくかということは本当に考えなければいけないことだと思います。そういったことで、私どもも、ずっと御審議いただいてきて



いますこの白書についても、どうするかということは考えたわけでございます。また、水産だけではございませんので、ほかの各省の白書もみんな同じようなインパクトを震災によって受けているわけでございまして、どうするかということについて、動向をお聞きしたり、調べたりしてきております。

そういった中で、これは勿論御審議いただきたいと思っておりますけれども、私ども事務局としては、この震災について、言ってみればまだ続行中の事象でございます。今日も本文の冒頭に若干のページで記述しておりますが、今後のスケジュールの中で、震災について最新の状況をできる限り記述するという前提に立って、今まで御審議いただいていたのは、ほとんどは震災発生前の状況でございますので、それはそれとして、白書として御審議をいただいた成果をとりまとめて、できれば所定のスケジュールの中で御了承いただき、国会にも御報告しなければいけないというふうに、事務局としては考えているところです。勿論、これは先生方のいろいろなお考えをまたお聞かせいただきまして、御議論賜ればと思っておりますが、今、申し上げましたように、冒頭、震災についてできるだけ記述をした上で、従来の柱立てに沿ったとりまとめをしていただければというのが事務局の考えでございます。

○山下部会長 それでは、今のお答えについて、石井委員、あるいはほかの委員の皆さん、御意見がもしありましたら、お願いいたします。

後ほど資料1に沿ってまた議論をいただきますけれども、1ページめくっていただきますと「東日本大震災」という記述があって、今のところ4ページか5ページぐらいが当てられております。日程の都合もあって、書けるところまで記述をするということで、これを冒頭に付けて、その後は今まで審議していたものを付けていくというのが、とりあえずは今年の白書の体裁と聞いております。

また、水産施策の方も、従来どおりのものではございますけれども、若干震災に関連することが触れてある部分もございます。それはまた後で説明をしていただければと思いません。

また、予算等がつかなければ、なかなか深く書き込めない部分もあるようにも聞いております。これは今年1年で終わる話ではないということであると、将来の記録に残すためにも、きちんとした形で残していく。私も白書にもっと書き込んだ方がいいのではないかと思っていたんですけれども、現時点で、未報告のところがある時点でいろいろ書き込むよりは、きちんとしたものを後に残していくことが大事ではないかと思っております。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○石井委員 事務局から、他の白書等の動向も見てというお話ですが、よその白書とつなげて考える必要はないというのが私の考えです。

それと、委員も今日出席できない方が何人いらっしゃいます。それから、事務局側も、長官、三役含めて、こういう時期で、参加されるのは非常に難しい。だから、ちょっと延

ばすことができないのかというのが率直な気持ちなのです。だから、事務局から、どのくらい延ばせるか、それから、延ばしたときにどういう不都合があるのか。それから、仄聞しておりますが、エネルギー関係の白書はとりまとめをとりあえず見送るということも聞いておりますので、その辺り、もう少し情報いただけないでしょうか。

○森企画課長 この白書につきましては、水産基本法に基づきまして毎年作成をするという、いわば法定の白書、法律に定められた白書でございます。毎年策定して、それを国会に報告をするというのが政府の1つの義務となっております。

報告の時期につきましては、法律上、何か定まっているものではないわけですが、そこは定期的な毎年の政策の、これから打っていく政策の報告という面がありますので、当然、一定の調整なりということはある、毎年この日と決まっているわけではないわけですが、基本的には国会の報告のタイミングを、将来に向けて、大体このころにという形で決めていくというのが基本かと考えております。基本的には通常国会のうちというのがルールという形になっているところでございます。

○山下部会長 どうぞ。

○石井委員 であれば、しばらくスケジュールを延ばしてほしいというのが私の個人的な意見であります。理由は、その分のリソースをもう少し別に当てるべき優先事項があるということでございます。それが一番大きな理由です。つまりは、震災の方にリソースを向けるというのが一番大事ではないかというのが私の考えです。

2つ目は、これだけ大きなことが起こって、施策と動向に、これは一種のパラダイムシフトがあり得る大きな災害なので、動向とか、それから、これまで議論してきたことに影響がないはずがなくて、（白書の）前の方にプラス・アルファで付けるというような調整では済まないというのが私の考えです。

以上の2点の理由で、しばらく延ばしてほしいというのが私の希望です。

○柄澤漁政部長 石井委員の御意見は御意見として伺ったわけでございますけれども、重ねて私どもの考えを申し上げさせていただければ、さっき課長からも申し上げましたように、法律上、私どもは国会に報告する義務を負っているということでございます。

実態的なことを申し上げますと、さっき部会長からございましたように、恐らく、震災の政策に与えるインパクトは、数か月とか、あるいは1年ではとどまらないものがあると思います。端的に申し上げれば、例えば、夏、あるいは秋になったら何か体系的な記述ができるかということ、決してそういう状況ではないんではないか。その時点でもまだオンゴーイングの状況が続いているということが容易に想像されるわけです。

他方で、今、御審議いただいているのは、主として22年度の水産の動向、それから、22年度の水産の施策、そして、23年度の当初予算なりを中心とします水産施策でございますので、これはこれとして、1つのパッケージとして、慣例上、普通は6月に閉会される通常国会に、やはり役所としては御報告したいというのが私どもの考えでございます。

○山下部会長 どうぞ。

○宮原委員 私、石井さんのおっしゃる意味も大変よくわかるわけです。特に漁業が一番大震災の影響を受けたわけですので、東日本は壊滅的な状況であるから、22年度白書をつくっても仕方がないのではないかというお気持ちも石井さんはあるんだろうと思っております。

しかし、今、部長がおっしゃったように、これは毎年出さなければならないものであるということと、それから、22年度のものにつきましては、ある程度でき上がってきた、こういうことを考えれば、22年度のもの本日で決着をつけていただいて、この大震災の部分がたった5～6ページのものというのは私もいかがかと思しますので、ここを大きく膨らませていただきまして、これからの日本の漁業の再興に向けてはどのようなことをやっていかなければいけないのかという将来志向みたいなものを入れた形でつくっていただきたい、こういうふうをお願いを申し上げます。

○山下部会長 どうぞ。

○宮原水産庁次長 大変建設的な御示唆ありがとうございます。

大変単刀直入なことを申し上げますと、今、いろんなことで本当に人手を取られているわけです。この記述が少ないというのは本当にそのとおりだと思うんですが、今の段階で大部のものを書いたとしても、それが本当にこれからの政策につながるのかどうかはまだ全くわからないところでございますので、いわばこれは予告編みたいなことでございまして、今のところ、非常に端的に短く書いて、これから大きな政策転換が震災の後の復興ということで行われますということを端的に記述させていただいて、それだけが今回、この白書にできる最大限の部分ではないかと思えます。皆さん方の期待だとか、思いだとか、そういったものが大変大きいのは我々も全く同じなんですけど、片や事務的能力もございまして、ぎりぎりのところでこの法定の報告をとりまとめようという苦肉の努力の結果でやっておるというところを、どうか委員の方々に御理解いただければと思う次第でございます。

○山下部会長 高橋委員。

○高橋特別委員 今、言われるように、22年度の報告というものは、これはもう過ぎている問題だということですから、それはそれでよろしいと思うんですが、震災関係については、将来に向けたものという形の中で記載をしていかなければならない、記録を残していかなければならない、こういうことなんだと私は思います。であれば、今、人的な話もしておりましたけれども、今どうする、こうするということがまだ明確な方向性が確実でない部分もありますので、それは現実のものを、記録を残していくという方法でとりまとめいただければと思っております。

○山下部会長 それでは、スケジュールにつきましては、ここより延ばさないということで、しかし、資料1により多く書き込んでいくというところで意見をまとめたいと思えますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山下部会長 では、そのようにいたします。

挙手をしておられたのに、気がつかないで、シナリオ通り進めようとしまして申し訳ございませんでした。

それでは、諮問事項に入ります。「平成 23 年度水産施策」(案)につきまして、農林水産大臣からの諮問をいただきたいと思います。

○宮原水産庁次長 では、諮問を読み上げさせていただきます。

23 水漁第 105 号 平成 23 年 4 月 15 日 水産審政策議会会長櫻本和美殿 農林水産大臣鹿野道彦。

「平成 23 年度水産施策」(案)について(諮問第 196 号)、水産基本法(平成 13 年法律第 89 号)第 10 条第 3 項の規定に基づき、別添「平成 23 年度水産施策」(案)について、貴審議会の意見を求める。

○山下部会長 それでは、ただいま諮問のありました「平成 23 年度水産施策」(案)の審議と併せまして、その施策に当たって考慮する「平成 22 年度水産の動向」(本文案)について審議をしたいと思います。資料の説明につきましては、事前に配付されておりますので、簡単にポイントを事務局からお願いいたします。

○森企画課長 それでは、御説明させていただきたいと思います。

資料 1 を 1 枚おめくりいただきますと、目次がございます。これを簡単に順に御説明をしていきたいと思っておりますが、まず初めに、先ほどから言及のあります東日本大震災の関係。前回 2 月にお諮りしたときには、そういった項目は当然なかったわけですが、今回、非常に大きな出来事であるということで、「トピックス」ですとか、第 I 章の中に入れ込むのではなくて、まず冒頭に、東日本大震災についての章を盛り込んでいかかということがございます。

具体的には、1 枚おめくりいただきましたところから記載がありますが、先ほど御指摘ありましたとおり、当然、これから御指摘に従いまして、今はかなりスケルトンという感じのイメージのものになっておりますので、しっかりと事実関係なりを書き込んでいくという作業はしたいと思っております。

基本的には、構成についての御説明をさせていただきたいと思います。1 つ目は「地震・津波による被害の状況」ということで、先ほど資料で説明をいたしました、どのような被害が今回の震災について生じているか、特に水産については大きな被害が生じていることをしっかりと書き込んでいきたいと思っております。

2 枚目は、1 つの表としておりますが、全国の被害について、しっかりと書き込んでいくという形にしたいと思っております。

それから、Ⅲ ページでございますが、ここは、震災発生直後から行われました水産業界関係者の方々の被災地支援への取組みについて御紹介をしてはどうかということで考えております。Ⅲ ページの下にありますとおり、J F グループがいろんな支援物資を届けるといった動き、あるいは左下にありますのは、仙台の卸売市場が食料供給の観点から日祝日返

上で市場を開け続けているというようなお話。それから、右下は、水産加工の団体が同じく食料の搬送を行っている。

1枚おめくりいただきまして、IVページは、サンマが縁で東京都の区から岩手県に支援が行われているというお話。

最後は、先ほど御紹介いたしました水産庁の取締船・調査船等による救援活動。こういった取組みを御紹介できればと思っております。

それから、IVページの下は「我が国水産業への影響」ということで、太平洋に面した東日本が全国の漁業生産、魚介類の食料供給に占める位置づけ、更には、他の地域の漁船にとっても、こういった地域の漁村、漁協が非常に重要な機能を果たしてきていること。更には、カキやワカメの養殖、種苗を供給するという形でも、今回の震災が全国の漁業にも影響を及ぼすというような、我が国の水産業全体への影響について記述をしたいということでございます。

最後に、Vページにつきましては、「被災地域の水産業の復旧・復興に向けて」ということで、基本的な復旧・復興に向けた考え方、更に、四角がありますけれども、23年度一次補正予算で取り組もうとしている事業の内容等について記述をしたいということでございます。

また、先ほど放射能のモニタリングの結果を御紹介いたしましたけれども、福島原発の事故についても、当然、水産業と地域の漁業と非常に関わりの深い問題でございますので、記述をしていきたいと考えております。

それから、次が「トピックス」についてでございます。前回の企画部会におきましては、この「トピックス」の項目を御相談させていただきました。今回は文章を入れた形で御提示をしております。

1つ目は、前回、今後の施策の柱である「資源管理・漁業所得補償対策」がスタートすることを「トピックス」として盛り込んではいかがかという御意見をいただいたことを踏まえて、「資源管理・漁業所得補償対策」の考え方、仕組み等について、トピックスに盛り込ませていただいております。

それから、1枚おめくりいただきました2番目の「気象や海洋環境の変化が漁業に影響」ということで、高水温によるホタテ貝への影響、更に、22年、非常に大規模な赤潮が発生したこと、更に、サンマ漁業が不振であったことを紹介したいということでございます。

3番目が「天然ニホンウナギの卵の採取に成功」ということで、これは東大の海洋研究所と水産総合研究センターが世界で初めて天然海域からのウナギの受精卵の採取に成功したことを文章として御紹介をしたいと思っております。

4ページは「鯨類資源の持続的な利用に向けて」ということで、冒頭、1つ目の段落では、まさに鯨類資源に関する我が国の基本的な認識、重要な食料資源であって、他の生物資源と同様に、その科学的事実に基づき持続的に利用すべきであるという基本認識を紹介するとともに、IWCの将来プロセスがなかなか合意が得られず、現在「熟考期間」が設

定されているという事実を紹介したいと思います。

また、議論になっております調査捕鯨についても、科学的データの蓄積のために、目視調査と捕獲調査を組み合わせるといった形で行っていることを改めて記述したいと思います。

その上で、前回、不当な妨害活動による鯨類調査の切り上げについても盛り込むべきであるという御指摘をいただいたところでありますが、今回、2月に調査の切り上げを行ったことについても記述をすることにしております。

それから、5ページが生物多様性の問題でございます。この点につきましては、1つは、クニマスが山梨県の西湖で発見をされて大きなニュースになったこと。このクニマスは、70年前に電力需要の代償という形で絶滅をしたと言えるわけですが、それから70年後という今の世界においては、生物多様性等に関する社会認識が大きく変わっているということでございます。

そういった意味で、昨年10月に名古屋で生物多様性条約の締約国会議が開催されたことを紹介するというところでございます。

また、1枚おめくりいただきまして、前回、我が国の周辺水域に世界の海洋生物種のうちの非常に大きな割合のものが出現するという研究結果が出たことを紹介してはどうかという御意見がございまして、それを踏まえて、そちらのことについても盛り込んでいるということでございます。

続きまして、第I章 特集（案）、水産資源の関係でございます。タイトルを「私たちの水産資源～持続的な漁業・食料供給を考える～」としております。前回の御議論の中で、水産資源の食料としての面をより強調していくべきではないかという御指摘を複数の委員の方からいただいたことを踏まえまして、タイトルの中にも「食料供給」を入れていきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、これにつきましては、前回、文章をお示ししておりますので、前回から変わった点のみ、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

1つは、10ページでございますが、特に最後の「水産資源の有効利用に向けた取組がますます重要に」ということで、先ほど申し上げました、まさに食としての位置づけです。まさに食料戦略資源であるという点を資源管理と絡めて、より強調していく必要があるのではないかと御指摘をいただいたということで、水産物が食生活上の重要な位置を占めていることとか、我が国の食料戦略の一環としても資源管理が重要であるという記述をさせていただきました。

続きまして、12ページです。細かいことにはなりますが、いわゆる資源の無主物性だとか、オープンアクセスといった面をしっかりと書くべきだという話がありましたので、そういったところを12ページの2つ目の節の中で述べさせていただいております。

それから、15ページにネイチャー掲載論文の紹介をしております。その中で、我が国の漁業管理がまさに共同管理であるんだということをしっかり言った方がいいのではないかという御指摘もありました。そういった意味で、このコラムの中の最後の段落に、世界的

に見ても我が国の漁業は共同管理の先取りであるということをしっかりと書いたということでございます。

少し飛びますが、19～20ページにかけて、我が国の現在の資源水準の問題でございます。こちらのタイトルについて、低位水準が4割であることだけを強調するのはいかがかという御意見をいただきました。ここは客観的に、低位水準が4割だけれども、中・高位が増加しているというふうにタイトルを変更しています。

また、20ページの上段になりますけれども、漁獲量を加味した評価対象資源の状況についての試算、この辺りの文章がよくわかりにくいというお話をいただいております。御指摘を踏まえまして、グラフの方でも、試算値を示しているものが、より資源状況のよい魚種が比較的多く漁獲されているのか、あるいは資源状況の悪い魚種が比較的多く漁獲されているのか、どちらの傾向にあるかを示すグラフであることを明記いたしております。そういった意味で、文章の方も「資源評価の対象となっている魚種ごとの漁獲量を加味して、資源全体の状態を示すスコアを算出してみたところ、同スコアは中間値を上回って推移しているものの、近年は中間値に近づきつつあります。これは、より資源水準の悪い魚種の漁獲割合が高まっていることを示唆しているものと考えられます。」という表現に見直しているところでございます。

少し飛びます。29ページでございますが、前回、栽培漁業について、その重要性をしっかりと書くべきではないかという御指摘もいただきまして、1つ節を設けまして、栽培漁業による資源の積極的増大の必要性について、いわゆる栽培漁業推進協議会の件も含めて書いたということでございます。

それから、31ページでございますが、漁業構造改革総合対策事業についても、しっかりと書いてはどうかという御指摘がありました。ということで、漁船の高船齢化が進んでいる中で漁業構造改革総合対策事業に取り組んでいることを書かせていただいております。

それから、32ページ以降でございますが、ここは前回、今後、調査結果を掲載していきますと申しあげました消費者、それから、漁業者に対する、資源に対する意識調査・意向調査の結果をまとめております。

簡単に御説明いたしますと、32ページにありますとおり、1つは、漁業者の資源状況に対する認識でございます。ここにありますとおり、漁業者の9割が「資源は減少している」と感じているわけございまして、その原因としては「水温上昇等の環境変化」、それから「過剰な漁獲」等ではないかというのが漁業者の意識ということでございます。

一方、33ページの上のグラフでございますが、これは資源管理の効果・目標として、何を重視すべきかということで、漁場環境の回復、水産資源の回復の増大にも増して、漁業経営の安定がこの資源管理の効果・目標として重視をされているということでございます。そういった面で、厳しい漁業経営の背景に資源の減少の問題があり、漁業経営に安定のためにも水産資源の回復が欠かせないという意識が共有されているのではないかとございます。

一方、消費者の意識でございますが、33 ページ、下の方でございますけれども、資源は枯渇しつつあるのではないかという方が約 5 割。一方、安定している、あるいは豊富であるという方も 3 割以上いらっしゃるということで、ここは認識の差があるんですけれども、一方で、9 割の方が、今後の利用については、食料として資源を持続的に利用できるように、漁業と資源保護の両立を図っていくべき、漁業一辺倒、資源保護一辺倒ではない、バランスの取れた両立が必要ではないかという認識が消費者の方々である程度共有をされているということでございます。

34 ページでございます。資源管理について、消費者の理解を深めるために有効な取組みということで、「行政機関による情報提供を充実」「漁業者による情報発信」が必要ではないかという意識があるということでございます。

その関係で、35 ページについては、水産エコラベルについて質問を設けて、訊いているところでございます。左下のグラフにありますとおり、水産エコラベルについては「意味も中身も知っている」という方は約 1 割、一方「知らない」と回答した方が 4 分の 3 となっています。

一方で、右のグラフにありますとおり、エコラベルマークがついた水産物について「多少高くても購入する」という方が 16%、「価格や鮮度が同一であれば購入する」という方が 70%ということで、この水産エコラベルの普及が資源管理に対する理解の促進ですとか、あるいは有利販売にも役立つのではないかということをご記述しております。

39 ページにつきましては、前回、文章がありませんでした全体の「むすび」ということで文章を入れさせていただいております。

説明が長くなって済みません。41 ページ以下が動向編でございます。ここは前回、項目、概要を説明しましたところでございますが、前回から追加されたところをポイント的に簡単に説明したいと思います。

41 ページの下は、魚介類消費量と平均寿命の関係について記述をしてはどうかという御意見も踏まえて、グラフとともに記述を追加したということでございます。

それから、43 ページにつきましては、生鮮魚介類の購入数量の地域差が縮小していること、いわゆる内陸の地域でも非常に魚を食べるようになってきていることを分析しております。その原因として、流通の改善等によりましてサケですとかマグロが内陸の方でも広く流通するようになりまして、昔、魚を余り食べていなかったとしても、食べるようになってきたのではないかという点を分析しております。

それから、1 枚飛ばしまして、45 ページは、水産加工業における国産魚介類の消費を分析したものでございます。

それから、46 ページから 47 ページまでかけまして、魚食普及の関係の記述をしております。その中で、魚介類の持ちます栄養成分等についてもしっかりと書くべきだという御指摘を踏まえた記述を加えているところでございます。

2 枚飛ばしまして、49 ページでございます。「我が国の水産物輸入の動向」でございま



す。前回、どういった国から輸入がされているのかといったことも消費者に対してお知らせしていく必要があるのではないかという話をいただいたところでございます。そういった点で、エビ、マグロ、カジキ、サケ、マス等がどこから輸入されているかといった文章、それから、グラフを追加しているということでございます。

飛ばしまして、53 ページでございます。国内漁業生産でございます。前回、21 年の生産量は御報告いたしました。後に統計が出まして、生産額の方も出ました。生産量につきましては、21 年度、前年に比べて約 2.9% 減であったわけですが、生産額につきましては、実はそれよりも大きい 9.5% 減となりました。これは、クロマグロ、カツオ、サバ類等で、漁獲量そのものが減少したことと、国際的な景気低迷による余剰在庫の発生等により単価が低下したということでございます。

続きまして、59 ページでございます。「水産業経営をめぐる動向」ということで、燃油価格の動向を前回も含めて提示しております。現在、グラフが 2 月となっておりますが、これは直前のデータを入れていくという形にしたいと思っております。ちなみに、3 月時点で 84.9 円という形で、再び原油価格が上昇局面にあるという状況でございます。

それから、63 ページでございますが、水産物流通についてでございます。今回、水産物流通が青果物と違うということだけではなくて、どこが違うのかという点をより分析した記述しております。具体的には、産地出荷経費では、いわゆる常時冷蔵による鮮度保持を行うための輸送費の割合が高かったり、小売り経費では、切り身、刺身に調理するという意味での人件費の割合が非常に高いということを分析しております。

また、64 ページでは、産地市場について、何が課題になっているかという点についても記述を追加しているところでございます。

飛ばしまして、68 ページから 69 ページ、「外国漁船の取締り」ということで記述を追加しています。この中で、前回御指摘のありました尖閣近辺での外国船の操業についても取締り監視を強化していることを記述しているところでございます。

それから、71 ページにつきましては、これもしっかりと書くべきではないかという御指摘をいただいた WTO 漁業補助金についての日本提案について、概要を紹介しているところでございます。

それから、72 ページですが、これはアメリカの動きということで、アメリカの農務省と保健福祉省が食生活ガイドラインを改訂した。この中で魚介類の目標摂取量を設定したという新しい話を紹介しています。

76 ページに 6 次産業化ということでございますが、この辺りも記述を充実いたしまして、漁業が地域において雇用の場として大きな役割を果たしているといった中で、例えば、離島・半島の持つ優位性をどう生かしていくかということが課題となっていると紹介をした形になっております。

その上で、78 ページで「漁村の 6 次産業化」を紹介しています。6 次産業化というものの定義がわかりにくいのではないかという御指摘もありましたので、定義を下の方に記述

するという形を取ったわけでございます。

あと、81 ページ以降が、毎年の農林水産祭の 22 年度の受賞者の概要を紹介したものでございます。

併せまして、水産施策でございます。22 年度水産施策につきましては、例年、前年に白書に付いております、講じようとする水産施策を振り返って、それを実際に実行したかどうかを書くという形で、文章は前年のものを実行したのか、していないのかという形で書き換えているものでございますので、説明は省略いたします。

最後に、23 年度の水産施策でございます。こちらにつきましては、基本的には先ほど申し上げましたとおり、当初予算の中で講じようとしている水産施策をきちっと紹介するというところでございますけれども、現行の情勢に鑑みまして、目次の後の 1 ページにありますとおり、「施策の重点」といたしましては、適切な資源管理と漁業経営の安定をとともに実現する資源管理・漁業所得補償対策をはじめとした施策を推進するとともに、東日本大震災により被災された方々が、将来への希望と展望を持って水産業を再開できるよう、復旧・復興に全力で取り組むというふうにしております。

以下は、23 年度で講じようとしている施策を予算の構成に従って紹介をしているわけですが、最後、22 ページの「その他重要施策」ということで、ここはまだ空欄になっておりますけれども、「東日本大震災への対応」ということで、現在、私どもで考えておりますのは、第一次補正予算の中での水産に係る震災復旧・復興対策の方向性、内容について記述をしていきたいということで考えている次第でございます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今回も 2 つのパートに分けて御意見をいただきたいと思います。まず、第 1 のパートとしましては、資料 1 の「東日本大震災」「トピックス」「特集」についてを議論いただきまして、次に、資料 1 の「平成 21 年度以降の我が国水産の動向」と、資料 3 の「平成 23 年度水産施策」(案)について、御意見をいただきたいと思います。そうすると、資料 2 はどうなるのかということなのですが、資料 2 の「平成 22 年度水産施策」(案)についても、後半の資料 3 と併せて、何か御意見があればいただきたいと思います。

それでは、第 1 のパートで御意見いただきますのは、資料 1 で言いますと、39 ページまでとなります。これが「東日本大震災」「トピックス」「特集」ということなのですが、ここで御意見をいただきたいと思います。

宮原委員。

○宮原委員 先ほども申し上げましたように、この東日本大震災の関係でいろいろと記述をしていただきたいということをまず冒頭お願い申し上げます。

それから、今日初めて見せていただいたので、感じたままを申し上げますと、福島原発の事故が最後に来ているというのはいかがかと思えます。地震、津波、放射能は関連していますので、そういう位置づけでやっていただかないと水産業は救われなないと思えます。

風評被害も相当出ているわけですので、全漁連が東電に抗議に行ったこともございますし、そういった事実関係を記載していただいて、評価についてはあれですが、こういうことがあったということを説明していただきたいと思います。

それから、各県が受けた被害状況の中で、例えば、富山とか石川が抜けております。先ほどのペーパーの中にはありましたけれども、2ページの表の中からは欠落しておりますので、その辺もフォローしていただきたい。

それから、全漁連が支援の活動をしているわけですが、この中身、もう少し全漁連に問い合わせをして、充実したものを書いていただければありがたいと思っております。

津波被害、それから、原子力関係に関しては、それだけ申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 今、宮原委員が言われるように、地震、津波、原発と、これが前段に来て、その後に被災地の支援という形になるのではないかと思います。特に支援関係については、我々も中型のイカ釣り漁船を函館から出しまして、支援活動をやっております。関係団体が行っている支援活動をできるだけ記載をしていただきたいというのが1点。

それから、被災状況ですが、この3月11日、私もたまたま宮城県の石巻におりまして、石巻の魚市場のすぐ後ろに私どもの事務所があるんですが、そこで被災をして九死に一生を得ました。そういう状況の中で、その後、被災状況を把握するため、宮古市から南下してみました。これはもう全滅状態という悲惨な状態です。後世に残す白書ですから、きちんとした形で、もっとリアルな形で、写真を多く使って残していただければと思います。

それから、もう一点なんです。 「トピックス」の4ページの下から2行目に「よって、調査船団の安全確保が困難な状況となったことから」と記載をされていまして、その後ろに「乗組員の生命・財産」と記載をされております。これは安全、安全ということでダブってきますので、でき得れば「調査船団の安全確保が困難な状況となったことから、平成23年2月、やむを得ず今期の調査は切り上げられました。」ということをつないでいただければと、この部分を削除していただければと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 35ページなんですけれども、「エコラベルの認知度と購入にかかる意識」というのがありまして、これはアンケートの方向で、多分、そうだろうなと思うんですけれども、「消費者の理解の促進や有利販売に役立つものと考えられます。」となっているんですけれども、そもそも店頭でエコラベルのものが一番の課題で、そこに触れないで幾ら買えと言っても難しい。その課題を何とか解決しようという方向性を出していただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 先ほどの被災地の救援のことで、舌足らずだったので補足をしておきますが、実は、中型漁船で宮古、気仙沼、石巻ということで2回、昨日も石巻1つだけですが、被災地に救援物資を届けました。私が言いたいのは漁船の有効利用で、港がかなり制限をされることから、大型の船がなかなか入りづらいという中で、200トン弱の船で機敏に動けるということがあって、その辺をどこかで出していただければと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

原田委員。

○原田委員 震災のことにに関して、もう一つ項目をつくって、国民の皆さんに伝えたいことまたは、お願いしたいことという項目を付けていただければと思います。それは、風評を真に受けないとか、テレビでも毎日やっておりますけれども、買い占めに走らないとか、被災した地域の産物を、出回るようになればですけれども、優先的に買っていただきたい。

それから、もう一つ、この災害を生かしてほしい。というのは、この震災はこれっ切りではなくて、また同じことが、今度は東海、東南海とか、日本海側でも起きるかもしれません。実は昨年、チリで地震があって、同じように津波がございました。私どもの関係会社も被害を受けましたが、その後、すぐに社内でも、このチリの災害を教訓にして、日本でも近々そういう災害が起きるかもしれないということを話し合ったり、マニュアルをつくったりしたのですが、完全には生かせませんでした。ですから、国民の皆さんにも、もう一度、自分の周囲に同じことが起きるかもしれないということを考えて、常に身の回りの対策を考えておくということを発信してはと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 今の原田さんのお話で思い出して、どこで申し上げようかと思っていたんですけれども、放射能の測定値を出していただいたのは非常にありがたかったですけれども、この情報、結構あちこちで出ているんですね。けれども、水産庁として、お魚が安全だという宣言をどこかでしないといけないだろう。その安全だというのは、例えば、厚生労働省が「小さいお子さんを持ったお母さんへ」というパンフレットをつくったんですが、安心してください、安心してくださいと書いてあるだけで、何を根拠に安心だと言っているのかわからないんです。ですので、こういったデータですとか、今、お魚に蓄積されるとか、骨に蓄積されるとか、いろんなことが言われているんですけれども、正直、私たちにはわからないので、その辺りの正確な情報をどこかで記載してほしい。今の段階でわからないこともあると思うんですけれども、わからないことはわからないと書いていただいた方がいいと思うんです。できる限り正確な情報をどこかで入れておいていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

越川委員。

○越川特別委員 先ほどの震災の記述についてですが、私も昨日まで三陸地方をずっと取材してきました、現地の惨状を目の当たりにしたわけです。女川であれ、石巻であれ、気仙沼であれ、みんな湾の奥まったところであって、普通であれば非常に安全な場所だったと思うんです。台風などの風害においては大変安全な場所だったと思うんですけれども、今回の津波では逆に非常に高い波になって被害が大きかったと感じました。これからの水産業、特に漁村等々について考える上で欠かせない視点が突きつけられたのではないかなと思うんです。安全性という意味です。先ほどの副大臣のお話の安全性というのは食の安全性ということを含めておっしゃったと思うんですけれども、住んでいる方たち、あるいは産業そのものが今回のように壊滅的な被害を受ける、これは安全性という新たな視点を持たなければいけないのかなと思いましたが、その辺をこの中につけ加えることができないのかなと思いましたが、よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

宮原委員。

○宮原委員 7ページ以降のことで、細かいことも含めて、気がついたことを言わせていただきます。10ページの「水産資源の有効利用に向けた取組がますます重要に」と書いてあるところに「世界有数の豊かな海域」と「世界有数の水産国」と同じ文言が重なっていますので、この辺、ちょっと考えていただきたい。

それから、11ページで「水産資源は自然の生産システムの産物」と書いてあります。その最後に「再生産システム」という表現があるんですが、我々はこれを「物質循環」とか、そういった言い方をしてきたのではないかなと思っていますので、この辺の整合性を御検討いただければと思います。

それから、12ページで「水産資源の有する不確実性」と言われておりますので、この不確実性というものと、それから、科学的根拠がどういうふうな形で整理をされているのか、読んでいてよくわからなかったものですから、資源評価を行い、科学的根拠に基づき具体的な管理方策を導き出すというのを14ページに書いてございますが、科学的根拠だけでは水産物というののははかり知れないんだということが12ページの意味だろうと思います。そういったことも含めると、13ページの「適切な資源管理の実行」の中に3つの手法があるとして、最後に、科学的根拠、ルール遵守を担保とする仕組みに支えられる必要があると整理をされておりますが、ここには漁業者の経験とか知見というのものも1つ入れておいていただきたいと思えます。資源評価はなかなか難しいので、漁業者等の意見も相当大きな知見になるのではないかなと思っています。

それから、飛びまして、21ページ、22ページで「漁業権をベースとする資源管理」、それから「許可をベースとする資源管理」という見出しがありますけれども、これは漁業権に基づくとか、許可に基づく資源管理とか、そういった形にしておいた方が、ベースというところとちょっと違和感があるような気がしますので、その辺、御検討いただきたいと思いま

す。たくさんあって済みません。

それから、36 ページのコラムのところでございますけれども、MSCには括弧書きで英語が書いてありますが、マリン・エコラベル・ジャパンについても、MELというのをに入れていただかないと、MELという出し方をしておりますので、そういったことでよろしくをお願いいたします。

それから、誤字がありましたので、それにつきましては、私がチェックしたところを後ほど事務局に差し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、濱田委員で八木委員、お願いします。

○濱田特別委員 私は、お願いというよりも感想になりますが、今日もざっと御説明いただいたところでございますが、この「特集」の「むすび」がかなりバランスが取れているという印象は勿論あるんですが、一方で、序説から4節が意外と凝縮されていないという印象が残っているんです。今、宮原さんもおっしゃったように、資源管理型の日本的な特色を含めてあるんですが、ここの持続的利用のためのところでは、そういうふうな特性を生かして、それをベースとしつつ云々という表現もありませんし、全体としては、冒頭申し上げましたようにバランスよくて、これはこれでいいと思うんですが、何かもう一つ、もっと強いインパクトというところで若干弱いのかなという印象でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○八木特別委員 先ほど宮原委員から言われた免許とか許可の関係からしますと、31 ページの「漁業構造改革の事例」ということで、従来の4隻50人が2隻30人という書き方がしてあるわけですが、恐らく皆さんは、これは大型船になるんだろうという気持ちになって見られると思いますが、金を持っている人ならば大型化は自由にできるのかというような見方をされはしないだろうかということで、この辺の発表の仕方は一考していただけたらどうかと思います。

○山下部会長 大型化ですか。31の絵のところがそういう印象になるということですか。

○八木特別委員 はい。

○山下部会長 では、検討してください。

さっき原田委員から手が挙がっていました。

○原田委員 宮原委員が御指摘になったところと同じ14ページになります。資源管理についてですが、「こういったルール遵守のための仕組みが適切に機能するためには、当事者である漁業者自らの資源管理に対する理解が不可欠です。」と、最後に書いてあります。これはやはり一番先頭を書くべきと考えます。主役は漁業者の方であり、それに対して国民の皆さんも資源管理ということについて理解をいただきたいという書き方をすべきだと思います。このままであると、最後にとってつけたような感じで、いかがかなと思います。それから、14ページの絵ですが、前回お示しいただいた絵に比べて、ぱっと見たとき

の印象が、すごく怖い絵だなと感じます。この手の書き方もそうですけれども、黄色い部分が目のように見えて、子どもさんに良くないのでは、夢に出てくるといけないので。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

宮原委員、どうぞ。

○宮原委員 39ページの去年の3月のドーハの会議のワシントン条約締結のことなんです、宮原次長もいらっしゃるので、そのときの立役者であられたわけですが、去年の白書を見ても「トピックス」のところで少し書いてあるんですけども、このドーハで開かれた会議は非常に重要だと思うので、このことを、次の40ページが空いていますので、ここに少し入れてくれたらどうかと思います。いかがでしょうか。

○山下部会長 わかりました。

ほかはいかがでしょう。秋岡委員は久々にお越しいただきましたけれども、今まで議論に加わってはいっていませんでした。

○秋岡委員 最初の震災のときの記述は、タイミング的にも、まだ事実関係も全部把握し切れていない段階で、白書ということで公式のものを出されるのは大変御苦労だと思いますけれども、今できる精いっぱいのことということで、先ほどから記録というものもあったんですけども、そういう点で、いろんな支援の取組みは勿論書いていただいているんですけども、震災が起こって1時間後にこうやって、1週間後にこうやって、こういうことが起こった、こういう手を打った、こうだった、こうだった、こうだったという、来年の白書に振り返りというか、最初のところも入ると思うんですけども、来年の白書は事態の收拾に向けてということがポイントになってしまって、これだけの大きな災害が起こったときに、時間軸でどうなってきた、農水省も、水産庁も、どういう対応をして、支援はどう対応してという記録をなるべくきちんと残していくために、このときの対応の時間軸は後でもとても大切なことだと思うので、それをもうちょっと入れるような編集にさせていただけたらいいなという感想があります。

あとは、白書になると、このまま記録として残っていきます。先ほど御指摘もあったんですけども、例えば、2ページ目のいろいろなところの被害状況とか、まだまだわからないものがあると思うんですけども、こういうのは閣議か何かで了承してしまうと、後からこれの補足版とか、バージョンアップという言葉がいいのかどうか分からないんですけども、そういうのは、例えば、ネットで載せられるとか、でも、それはいちいち閣議の追加了承を得なければいけないとか、いろんな制限があると思うんです。例えば、10年後になると、被害状況は、多分、このページだけコピーが出回ってしまったりするのは、この時点では把握できている事実なんですけれども、記録としてどうなのかなというのがあって、特に立ち上がりの部分は1年後には、多分、皆さんはほかの解決の方に関心が行っているんで、今はこれしかわからないけれども、どう白書として追加していくのか、何かいい案があれば、できればやっていただけたらと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

2のところは、平成23年4月何日現在の状況というので固めてしまうんだらうとは思いますが、

○秋岡委員 例えば、先ほど御指摘があったものとかで、今回、精いっぱい入れても、被災が厳しいところ、まだ本当に状況も把握できていないところとかは、来年のときに、被害状況という項がありましたけれども、後で訂正しますとか、ちゃんとフォローができていく、記録としてちゃんと残るということ。

○山下部会長 わかりました。ありがとうございます。

私も、実は、この「東日本大震災」のところでは、水産庁の対応が遠慮がちに書いているなど。ホームページなどを見ていると、当日、すぐに会議をして、調査船を派遣することを決めてというので、非常に初動が早いのと、それを知らせるのも早かったのも、そういうところも含めればいいのではないかと考えていたんです。そういう意味では、秋岡委員の御提案のように、時系列がわかるということも1つの案ではあるなとも思います。

○宮原水産庁次長 部会長、よろしいですか。済みません、お言葉を返すようなつもりではないんですけれども、ここで完全を求めないでいただきたいんです。白書でございまして、地震についてはちゃんと対応の記録を残してまいります。今、各課の職員が課に関係なく、地震対策では全員総員態勢でやっています、ここに大変詳細なものを書いてほしいという御要望はよくわかるんですけれども、今はまだとりまとめられるような状況にもないので、本当に触りしかできないということは御理解いただきたいと思うんです。

地震対策については、改めてそれなりの記録は出てまいります。今回の地震対策は政府全体でかなりオープンな形でやっています、その記録はすべてアップされていくようになっています。違った形でとりまとめもなされますし、記録、被害状況は違った形できれいに、皆さん方の目に触れるようになると理解しております。

ですから、大変いろんな御意見をいただいてありがたいとは思いますが、ここが地震の記録として大変満足のものができるというふうには期待しないでください。それはちょっと無理ではないか。非常に限られた時間の制限の中で、実はオンゴーイングで、全く休みなしに職員は働いています。あれから40日近くずっと働いているわけですので、マンパワーの問題もあることは御理解いただければということを重ねてお願い申し上げます。

○秋岡委員 その御事情はととてもよくわかるので、それをここに書かれたらどうですか。これについては別の形で出ますと書いておかれれば、関係者の方でお読みになった方が、これだけですかと誤解をされてもいけないので、その事情はみんなわかると思うので、どこかに2、3行書かれておけばいいのかなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、その次のセクションについて御議論いただきたいと思います。資料1のうち「平成21年度以降の我が国水産の動向」が41ページからになります。それと、資料3の「平成23年度水産施策」(案)、それから、資料2の「平成22年度水産施策」(案)に



ついてでございます。これらについての御意見をお願いいたします。

石井委員。

○石井委員 資料1の74ページと75ページになるかと思えます。漁村、集落をどう復興していくかという議論が恐らくこれから始まる中で、この2ページ、それから、その後の6次産業化のところへつなげていく4ページ辺りはすごく大事なページで、何回か読まれるべきページになると思えますので、是非丁寧に書いていただきたい。

例えば、1つだけ申し上げると、74ページに「このため、我が国の漁村は、漁場に近く、天然の良港に恵まれたリアス式海岸や多島海、半島のような複雑な海岸」云々とありますが、「優位性を持つものの、山がちで平地に乏しかったり、都市へのアクセスに難があったり、自然災害の影響を受けたり」ということで、例えば、津波の話などもこういうところに入れられるべき言葉だと思うので、是非そこを丁寧に書いてほしいということと、これを全国（平均）のでデータ化すると、ならされてしまうというか、1つの平均値しか見えてこなくなるので、作業は難しく大変かもしれないけれども、できれば「東北地方はこうである」みたいな数値を出していただければ、復興に向けた議論に寄与するかと思うわけです。

蛇足的に申し上げると、「三陸に250も港があること自体が間違っていて、復興においては、それらは全部1個にして、貿易港にした方がいい」とか、こういう議論をされる方がいらっしゃるわけです。私はその是非についてはコメントしませんが、そういう議論がかなり支持されるような格好で議論されること自体が、データの出し方に問題があるかなと思うので、是非、漁村の置かれている現状を丁寧に書いていただきたい。これはお願いでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。宮原委員。

○宮原委員 2点ありまして、1つ目は、62ページの農協と漁協の比較の表なんですけれども、漁協が小さいということをおっしゃりたいというのは、これを見れば一目瞭然なんですけど、1つ、漁業者の漁協に対する思いがどうなっているかというのをこの表の中で割算をしていただくと、正組合員1人当たりの出資金は、漁協の場合は100万円、農協の場合は30万円で、3倍以上漁協の方が大きいわけです。ということは、漁協に対する組合員の信頼度は相当大きいと言えるかと思えますので、規模の比較のみならず、そういう比較もしていただきたいと思えます。

それから、69ページのレーダーマストを高くしている外国漁船は、今、確認しましたら、残念ながら去年も使っていますので、ほかのものに変えていただきたいと思えます。

○山下部会長 よく見てくださってありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 すみません、またこだわっているんですけども、例の家計仕分けのところなんですけれども、44ページです。ここの記述を読みますと、上から10行目ぐらいで

すか、2つのグループに分かれますと。「1つ目のグループは、国内消費仕向け量に対して家計での生鮮食品の購入量が比較的少ない」と書いてあって、家計での消費量も、イカ、サケ、マス、マグロは多いではないですか。どう見ても多くないですか。多いんだけれども、中食、外食でもたくさん使われているということですね。家計でも多いんですよ。だから、こういう記述の仕方をしてしまうと、読み方が違うかなと。おっしゃりたいことはよくわかるんですけども、記述の仕方を変えた方がいいかなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、皆さん考えておられるときに1つ。53ページなんですけれども、生産金額の内訳は、漁業部門別が出なくなっているんですね。それで青く、ざっとなっているんですけども、注2とかに、何年からはそういう計算をしなくなったということを一言書いてあるといいのではないかな。統計の簡便化で生産金額の部門別を出さなくなっているんですね。それがすごく違和感というか、また戻すといいと個人的には思っているんですけども、それを書き込んではどうかと思っています。

ほかにはどうでしょう。あと、水産施策の方も、平成23年度、何か御意見などございましたら、お願いします。

宮原委員。

○宮原委員 23年度の水産施策ですけども、通常予算で行きますと2,000億円ぐらいだそうですね。一次補正が震災対策ということで2,000億を超すと聞いているんですけども、そういったことを1ページの前に入れていただく方がいいのではないかな。水産基本法の順序に従って書いていらっしゃるとは思うんですけども、その前に震災特集的なものを23年度の施策の中に、冒頭に入れていただきたい。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。原田委員。

○原田委員 52ページの「我が国の食用魚介類自給率」です。下の表は、諸外国との自給率の比較を書いておりますが、自給率の計算のベースは数量なのでしょう。通常だとカロリーベースで計算されたりしていますが、上の表は日本の食用魚介類の自給率の推移で62%、下も日本の数値が62%ですから、同じですか。ありがとうございます。

それと、真ん中に「この自給率水準は世界の魚食国の中で中位程度に位置しています。」と。「程度」というのは要らないと思います。結構あいまいな表現がありますが、「中位に位置しています。」で十分だろうと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

小さいことなんですけれども、資料3の13ページなんですけれども、「漁ろうの安全の確保」の「漁ろう」は平仮名で書くことになっているのだろうか。

それから、その下の①の第9次船員災害防止基本計画なんですけど、これは22年度のを作

成するんですか。それとも 23 年度のをまた作成するのか。

よろしいでしょうか。それでは、意見も大体いただいたようですので、質疑はこの辺で終わりたいと思います。

まず「平成 22 年度水産の動向」（本文案）については、本日、皆様から意見をいただきましたので、事務局で再度修正などを行いまして、最終案については私に一任ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。

続いて、本日諮問のありました「平成 23 年度水産施策」（案）でございますが、本日、皆様からいただいた御意見を踏まえまして、事務局で再度修正などを行いまして、最終案については私に一任ということで答申の手続をさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から報告事項などありましたら、お願いします。

○森企画課長 本日は御審議どうもありがとうございました。本日もいただきました御指摘を踏まえ、部会長と御相談をさせていただいて、最終案の作成に向けてまいりたいと思います。

また、今後の水産情勢の変化ですとか、特に震災の関係で、今日御指摘いただいた部分以外についても修正がいろいろ生じる点がございますので、その点につきましては、御了解をよろしくお願いいたします。特に震災については、復興対策の補正なりについても、可能な限り盛り込んでまいりたいと思います。

今後のスケジュールでございますが、現時点では閣議決定は 5 月下旬を予定をしているところでございます。

委員の皆様におかれましては、昨年 12 月から 3 回にわたる企画部会で貴重な御助言、御指導を承りまして誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 それでは、その他ということで、2 点ほどございます。1 点は、捕鯨問題についてです。それから、今回の地震、津波により被災をした漁船の扱いについてお願いをしたいと思います。

まず、捕鯨問題についてですけれども、「日新丸」が入港するのと前後して、次年度の南氷洋の調査捕鯨から撤退をするというような一部マスコミ報道がございました。どのような形でリークをされたのかわかりませんが、我々とすれば、これまで乗組員の安全を言ってきましたけれども、その前段に調査捕鯨の継続を強く求めてまいりました。1 つの NPO 団体、環境保護団体の攻撃を受けたということで調査捕鯨から撤退をするということは、私はあってはならないことだと思います。昨今の流れは、私が個人的に感じているの

は、乗組員の安全問題を担保、いわゆる質に取って、調査捕鯨からの撤退をもくろんでいるのではないかという印象を受けております。国として、この調査捕鯨の重要性、調査捕鯨、それから、その先にある、いわゆる商業捕鯨を目指すというものから考えますと、国際法にのっとった調査捕鯨を継続することが非常に大切なことではないのかと思っております。一部の海賊集団、テロ集団から攻撃を受けたということで、一国が調査捕鯨から撤退をするということになれば、国際上、非常に大きな問題になるであろうし、その次に来るのはマグロなのか、それとも沿岸の捕鯨なのか、はたまた巻き網になるのか、さまざまなものが出てくるのではないかと思っております。ここは国としてもしっかりした観点から、この調査捕鯨というものの継続を守っていただきたいと思っております。

それから、先ほど来から言っておりますとおり、やはり乗組員の安全、それから、船体の安全を質に取ったような行動、発言は是非とも差し控えていただきたいと思っております。国民を守るというのは国として当然である、そういうふうに私は思っております。本末転倒の話はしてほしくないと思っております。

それから、今回の被災に当たって、私も避難所に行きましたけれども、当初必要なものはライフラインと食べ物、こういうことになります。鯨肉がなかなか消費をされないということもあったやに私も聞いておりますけれども、なぜ鯨肉が被災者に振る舞われなかったのか、非常に疑問に思っております。こういうときにこそ、調査で捕獲をした鯨肉を温かい汁にして出していただければ、皆さんにもっと喜んでいただけたのではないかと私は思っております。

それから、被災をした漁船の扱いについてなんですが、これは大型、小型も含めて、かなり多くの沈没をした船や家屋の上に乗っている船もあります。それから、岸壁に乗り上げたままの船もかなりあります。完全にだめな船はしようがないんですが、生かせる船は大いに生かしていただきたい。漁業の復興の基になる、漁業の一番の道具であるはずです。しかし、個々の船主、それから、個々の事業者の力では、これを海に戻すことは非常に大変なことでございます。やはり国の力、地方自治体の力をもって、また海に戻すようにして欲しい。そこで活躍をしていただくということを水産庁自ら力を入れて予算を確保していただければと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

何かお答えをお願いします。

○宮原水産庁次長 事務局から簡単にお話しさせていただきます。

捕鯨につきましては、この白書でも明確に位置づけて記載しておりますとおり、持続的利用に向けて努力していくというのが基本的な方針で、これはこれまでも変わっておりませんし、ここでも再確認されております。その中でも、調査捕鯨の意義についても明確に記されているところでございます。

これからの問題として何が大事なのかということについては、捕鯨の問題については、

この震災で大変取組みが遅れてしまっているのですが、我々もやきもきしている部分がございます。今後の在り方についての検討会も始めますが、やはり大事なのは、今、高橋委員おっしゃったとおり、不法行為、違法行為、こういった妨害活動に対して、これを徹底的に止めさせる方策をきちっとしなければいけない。これは白書にも書いてございますけれども、関係国に対してどういう働きかけを強め、一番いいのは、この間も別の会議でお話ししましたが、シーシェパードという団体が処罰を受け、船が出てこなくなることが一番望ましいことで、そういうことを目指して今後努力していくことになると思います。

それから、鯨肉を被災地に配れなかったのかという問題につきましては、我々も実は検討したんですが、鯨肉も含めて、生のもの、あるいは冷凍のものについては、完全に保冷設備がなくなっている現場に持ってこないでくれという現場からの要請もございまして、気持ちはあってもそれはできなかったということです。鯨肉に限らず、チーズだとか、ハムだとか、そういったものが食べたいだろうということで持っていきようとしたんですが、これもできませんでした。そういうことはトライした結果としてできなかったということなんで、御理解いただければと思います。

それから、漁船の復興については、まさに大変大事なことで、今日も大臣が記者会見で申し上げておりましたが、とにかく船を早く漁業者の方々に返してやるということは大変大事なことで、これからも精力的にやっていきます。陸に上がっている船については、重機を使っても動かさないようなものが多いんですが、中にあるものは使えるんじゃないか、エンジンですとか、補機ですとか、こういったものは再利用できないかということも考えられる。地元で、どうやってこれを再利用していくか、ただ壊してしまうだけではなくて、そういうことも含めて、今、地元に入っているチームなども検討を進めているところでございますので、それも御理解いただければと思います。

以上です。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、3回にわたりまして活発な御議論、それから、その合間、合間に深く読んできていただいて、ありがとうございました。これからは通常の仕事に加えて、いろいろ震災対策等、かかってくるかと思いますが、委員の皆様も事務局も体を大事にして頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、今日の部会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。